

福岡県公報

令和二年六月二十六日
第百十四号
増刊 ①

目次

条 例 (第三十一号―第三十五号)

○福岡県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	……………一
○地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	……………四
○福岡県宿泊税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	……………五
○福岡県日田彦山線沿線地域振興基金条例	(総合政策課)	……………五
○福岡県農林水産関係手数料条例及び福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例	(経営技術支援課)	……………五

公布された条例のあらまし

◇福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が制定されたこと等に伴い、自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の措置の延長及び指定行事を中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る特例措置について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、附則第一条第一項各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の制定に伴い、法人事業税及び不動産取得税の不均一の課税をすることについて、その適用期限の延長を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県宿泊税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県日田彦山線沿線地域振興基金条例

(企画・地域振興部総合政策課)

1 平成二十九年七月九州北部豪雨により被災した日田彦山線沿線の東峰村及び添田町の地域振興を長期的かつ安定的に推進するため、福岡県日田彦山線沿線地域振興基金を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県農林水産関係手数料条例及び福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例

(農林水産部経営技術支援課)

1 肥料取締法の一部を改正する法律の制定により、法律の題名が「肥料取締法」から「肥料の品質の確保等に関する法律」に改められたこと等に伴い、関係条例の規定を整理することとした。

2 この条例は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

条 例

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十一号

福岡県税条例の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二十第三項中「場合」の下に「又はその他特別な事情がある場合」を加える。

第二十条の三十九第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第五十二条第一項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第五十六条第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

付則第三条の二第二項中「の記載事項」を「記録事項」に改める。

付則第八条第十四項中「第九十九条の六第二項第一号」を「第九十九条の十五第二項第一号」に、「第九十九条の八」を「第九十九条の十七」に、「第九十九条の六第一項」を「第九十九条の十五第一項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に改める。

付則第九条の二の十二第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

付則第九条の二の十二第七項及び第九条の三第二項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

付則に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第三十四条 第二十条の三十二第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第二十条の三十五の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を施行令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第

一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅の取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかったことにつき施行規則で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、同項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十条の三十三第一項及び第二十条の三十五の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条の三十三第一項	一年六月以内、同項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修(第二十条の三十五の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。)の日後六月以内の日まで、前条第三項第二号
第二十条の三十五の二第二項	六月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで
		同項の耐震改修の日後六月以内の日まで

第二条 福岡県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条第五項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第二十条の四中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め

る。

第二十条の十二第二項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第五項を削る。

第二十条の十二の七及び第二十条の十二の八を削る。

第二十条の十三中「第四項、第十九項、第二十二項若しくは第二十三項」を「第三十一項若しくは第三十三項から第三十五項まで」に、「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第五十五項」に改める。

第二十条の十五第一項中「及び法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額並びに損金の額及び同項に規定する個別帰属損金額」を「及び損金の額」に改める。

第二十条の十八の八及び第二十条の十八の九を削る。

第二十条の三十九第二項中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

付則第十一条第一項中「第三十五条の二第二項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

付則第十七条中「又は個別帰属法人税額」及び「又は連結事業年度分」を削る。

付則第十九条及び第二十条中「又は個別帰属法人税額」を削る。

付則第三十四条を付則第三十六条とし、付則第三十三条の次に次の二条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第三十四条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に

対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）

次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第五条第四項に規定

する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金

等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部

の放棄（次項において「払戻請求権放棄」という。）を同条第一項に規定する指定

期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者が

その放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の第二十条の五の三第三号

に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第二十条の五の三各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第三十五条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における付則第五条の三の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中福岡県税条例第二十条の三十九第二項にただし書を加える改正規定及び附則第四条の規定 令和二年十月一日

二 第二条中福岡県税条例第二十条の四及び付則第十一条第一項の改正規定、付則第三十四条を付則第三十六条とし、付則第三十三条の次に二条を加える改正規定並びに次条第一項及び第二項の規定 令和三年一月一日

三 第二条中福岡県税条例第二十条の三十九第二項の改正規定及び附則第五条の規定 令和三年十月一日

四 第二条（前二号及び第七号に掲げる改正規定を除く。）、次条第三項及び第四項並びに附則第三条の規定 令和四年四月一日

五 第一条中福岡県税条例第五十六条第一項第三号及び付則第三条の二第二項の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

六 第一条中福岡県税条例付則第八条第十四項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日

七 第二条中福岡県税条例第二十条第五項の改正規定 マンションの管理の適正化の

推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日
（県民税に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定による改正後の福岡県税条例第二十条の四の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和二年二月一日から施行令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して施行令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、前条第二号に掲げる規定による改正後の福岡県税条例第三十四条の規定を適用することができる。

3 前条第四号に掲げる規定による改正後の福岡県税条例（次条において「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「所得税法等改正法」という。）第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

4 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の

県民税については、前条第四号に掲げる規定による改正前の福岡県税条例（次条において「旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）
第三条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（県たばこ税に関する経過措置）
第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十二号

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県宿泊税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十三号

福岡県宿泊税条例の一部を改正する条例

福岡県宿泊税条例（令和元年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十三条第四項」を「第十三条第五項」に改める。

附則

この条例は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

福岡県日田彦山線沿線地域振興基金条例をここに公布する。

令和二年六月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十四号

福岡県日田彦山線沿線地域振興基金条例

（設置）

第一条 平成二十九年七月九州北部豪雨により被災した日田彦山線沿線の東峰村及び添

田町の地域振興を長期的かつ安定的に推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律

第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県日田彦山線沿線地域振興

基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県農林水産関係手数料条例及び福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月二十六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十五号

福岡県農林水産関係手数料条例及び福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例

（福岡県農林水産関係手数料条例の一部改正）

第一条 福岡県農林水産関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「

第二項」を「第三項」に改め、同表七の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等

に関する法律」に改める。

（福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例（平成二十八年福岡県条例第

三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附則

この条例は、肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十二号）の施行の日から施行する。